

議案第 37 号

栗山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに 指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支 援の方法に関する条例の一部を改正する条例

栗山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例（平成 26 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 8 条の 2 第 18 項」を「第 8 条の 2 第 16 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。